

## 1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	広 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	山 田 利 夫 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	後 藤 省 治 君
11 番	富 田 栄 次 君	12 番	栗 田 利 朗 君
13 番	丹 羽 豊 次 君		

欠席議員（なし）

## 2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	早 野 博 文 君	企画調整課長	高 橋 伸 行 君
税 務 課 長	木 下 誠 司 君	健康福祉課長	片 岡 兼 男 君
住 民 課 長	北 村 嘉 彦 君	建 設 課 長	山 口 哲 司 君
産 業 課 長	太 田 宣 男 君	上下水道課長	立 川 昭 雄 君
会計管理者兼 会 計 課 長	栗 本 純 治 君	消 防 主 任	廣 瀬 太 佳 夫 君
教 育 課 長	和 田 満 君	学 校 教 育 課 長	木 全 豊 君
生涯学習課長	衣 斐 修 君		

## 3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 康 孝	書 記	渡 部 善 充
書 記	森 田 唯		

## 4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第59号 平成28年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

日程第3 議第60号 垂井町総合計画条例の制定について

日程第4 議第61号 垂井町監査委員条例の一部改正について

日程第5 議第62号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について

日程第6 議第63号 垂井町介護保険条例の一部改正について

- 日程第7 議 第 6 4 号 垂井町町営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議 第 6 5 号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 日程第9 議 第 6 6 号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議 第 6 7 号 垂井町水道事業給水条例及び垂井町簡易水道給水条例の一部改正について
- 日程第11 議 第 6 8 号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議 第 6 9 号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議 第 7 0 号 平成29年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議 第 7 1 号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議 第 7 2 号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議 第 7 5 号 東海道本線垂井駅自由通路橋改修工事の施行に関する協定の締結について
- 日程第17 議 第 7 3 号 垂井町常勤の特別職職員の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 日程第18 議 第 7 4 号 岩手保育園園舎耐震補強工事（建築工事）請負契約の締結について
- 日程第19 議 第 7 6 号 垂井町浄化センター汚泥棟増設工事委託に関する協定の締結について
- 日程第20 議 第 7 7 号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議 第 7 8 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第22 議会議案第2号 道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について
- 日程第23 議員派遣の件

## 5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（角田 寛君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、5番 山田利夫君、7番 中村ひとみ君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第1 諸般の報告

---

○議長（角田 寛君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に監査委員からの検査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付してありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

---

日程第2 議第59号 平成28年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

---

○議長（角田 寛君） 日程第2、議第59号 平成28年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、決算審査特別委員会の審査が終了しておりますので、これより委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長 丹羽豊次君。

〔決算審査特別委員長 丹羽豊次君登壇〕

○決算審査特別委員長（丹羽豊次君） おはようございます。

ただいま議題となりました議第59号 平成28年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日の会議において設置、付託された後、9月1日から計5日間にわたり開催しました。審査に当たっては、歳入においては、収入未済額及び不納欠損額の主なものについて、歳出においては、不用額及び流・充用の主なもの、また翌年度繰越額について、執行部、担当所管から説明を徴取し、議決した予算の目的に従って執行されたかどうか、また行政効果はどうであったかに主眼をおいて慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、本委員会といたしましては、認定すべきものと決定いたしました。

なお、次の意見を付するものであります。

不納欠損、未収金について。

不納欠損は、納付者の不公平感を抱かせるだけでなく、納付意欲を低下させるものである。税等の負担の公平性はもとより、自主財源確保の観点から、安易に時効による不納欠損処分を

行わないよう、引き続き厳正に運用されたい。

また、未収金対策については、体制の充実・強化を図り、収納率向上のため、効果的な収納対策に取り組み、新たな収入未済額の累積防止に努められたい。

以上、報告を終わります。

○議長（角田 寛君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、これを認定すべきものとなっております。

議第59号 平成28年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、これを委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり認定されました。

---

日程第3 議第60号 垂井町総合計画条例の制定について

---

○議長（角田 寛君） 日程第3、議第60号 垂井町総合計画条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議第60号 垂井町総合計画条例の制定については、これを原案どおり可決することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議第61号 垂井町監査委員条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第4、議第61号 垂井町監査委員条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議第61号 垂井町監査委員条例の一部改正については、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第5 議第62号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第5、議第62号 垂井町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議第62号 垂井町個人情報保護条例の一部改正については、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第6 議第63号 垂井町介護保険条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第6、議第63号 垂井町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第63号 垂井町介護保険条例の一部改正については、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第7 議第64号 垂井町町営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第7、議第64号 垂井町町営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第64号 垂井町町営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正については、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議第65号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第8、議第65号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議第65号 垂井町町営住宅条例の一部改正については、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第9 議第66号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第9、議第66号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第66号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第10 議第67号 垂井町水道事業給水条例及び垂井町簡易水道給水条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第10、議第67号 垂井町水道事業給水条例及び垂井町簡易水道給水条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 2点ほど、質問をさせていただきます。

この垂井町水道事業給水条例及び垂井町簡易水道給水条例の一部改正についてでございますが、この条例改正は、上水道及び北部簡易水道並びに栗原簡易水道における料金を改定する内容でございます。

とりわけ上水道においては、平成13年度、水道事業第6次変更事業に着手以来、相川右岸地域の給水方式を、常時直圧直送方式から自然流下方式へと変更するための工事を完遂され、既に供用開始がなされており、さらに連続して、相川左岸地域も同様に自然流下方式へと変更するための工事が、今まさに佳境に入っている今日、あともう少しで上水道給水区域の全部供用開始となる一大事業でございます。この間、多大な資本投下がなされたにもかかわらず、爪に火をともしがごとくに徹底した経費節減と効率的な水道事業経営によって、水道料金を値上げせずに、今日まで頑張っておられます。

しかしながら、近年、長年の資金投入は、確実に水道事業の経営体質の悪化を招くこととな

り、今回、本議会に料金改定の条例改正案が上程されているわけでございます。

ところで、この一連の大事業着手以前の水道施設は、耐震性のない老朽著しい水源地建物、受配水池、配水管網、あわせて停電即断水となる24時間直圧直送方式、極めて不安定なこの水道施設を、歴代の水道課職員は言うに及ばず、現在においても少ない人員で、しかも専門性が高く代替職員がいない中、昼夜を問わず365日、気の休まることなく職務に精励されてきていますことは、よく承知しているところでございます。

日々の生活や企業経営にとって、欠くべからざる水道水の供給がいかにか大変であったか、安全・安心、安定に欠ける状況に置かれている施設を抜本的に改善することは、当時、喫緊の課題であったと推察いたすものであります。

この上水道における一連の大事業の目的は、水道加入者の方々に対して、高次元の安全に、安心して、安定的に水道水を供給することであり、ぜひとも完遂しなければなりません。その対価として、水道料金の改定が必要となるものであります。

一方、北部、栗原両簡易水道については、老朽化が進展している中、将来の大規模改修工事に向けての必要とする財源確保のため、やむを得ずの料金の改定をされるものだと思っております。

それぞれの給水加入者の方々には、この趣旨を十分御理解願って、料金の改定を承諾していただかねばならないと、私も思っております。

町長、初当選以来4期目、艱難辛苦の思いで現在まで町政進展のために頑張っておられます。その道程の中から培われた高度な行政判断をもって、三十数年ぶりに料金を改定するという本則と附則から成る非常に重い条例改正を提案されたものでございます。

私、所属常任委員会並びに議会全員協議会での質疑を経てまいりましたが、この際、本議会で、水道料金改定について総括的に町長の思いのたけをお聞かせいただきたく、よろしく願いをいたします。

もう一点、明治新政府の発足時に宣布された、皆様よく御存じの五箇条の御誓文第1条に、広く会議を興し、万機公論に決すべしとあります。

このたびの条例改正案創起の段階では、各地区に出向いての説明会の開催、大口需要者への個別説明並びにパブリックコメント募集など、いわゆる広く会議を興され、そこから得られた意見などをもとに条例改正案を成文化されたものと思いますが、住民の直接選挙で選ばれた私たち議員にも、最終成文化前の本則と附則についての方向性ぐらひは協議会などの会議にかけていただきましたかと思いますが、そのようなことは全く無理なことであったのか。また、今後において、非常に重要な住民に直接関係するような条例制定、改正などの動きがあった場合、広く会議を興し、万機公論に決すべしの趣旨にのっとり、住民にはもとより、あらかじめ私たち議員にも会議の機会が設けられないものなのか、お尋ねして質問を終わります。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 若山議員の、議第67号、水道料金に関する分についての御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

2点ございまして、総括的な思ひ、それから広く会議を興すということですか、意見の徴取ということについてかというふうに思ひますが、その点についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、料金の改定に対する総括的な思ひでございませうけれども、これは議員が冒頭、今までの事業の取り組みに対して、内容等、お話をいただきました。まさにそういった形の中で水道事業を進めてきたところでございます。議員の発言の中にもありましたように、これまでやはり住民の方の日々の生活、あるいは企業活動をしっかりと支えてきた垂井町の水道水であったというふうに思ひております。

昭和58年に料金を改定して以来、34年間にわたって現在の水道料金を維持してきたところでございます。この間に、今おっしゃいましたように、大規模な事業がどんどん進む中で、何とか料金として負担をかけないような形の中で対応してきたところでございますが、やはり将来を見通したときに、ここで値上げをしておかないと安定した供給体制というのが維持できないというような状況の中で、今回、平均して大体25%前後の値上げをお願いするというところにいたしましたところでございます。

この上げ幅の考え方に関しましては、今までも説明してきたように、やはりこれから15年、20年ぐらいを見通した形の中で、安定して供給できる体制、また不測の事態に対応できるための内部留保資金といいますか、工事に充てられるような資金をしっかりと持つておる体制をつくるために今回の25%ということでございますので、このことについては、大変、日常生活において、やはり25%というと4分の1ですので、大きな割合になりますけれども、現在の垂井町の水道料金の位置づけが、資料でもお示ししましたように、県内でも下から3番目にあるというような状況の中で、決して高いほうではないというような状況の中で、少なくとも、何とか御負担をお願いしたいという思ひ、それから、これからもやはり安定して水道水を供給し、日々の生活、そして企業活動がしっかりと支えられていく体制をつくるために、値上げをお願いしたいという思ひで、今回の条例改正をお願いしておるところでございます。

また2点目の意見の徴取ということでございますが、特にやはり委員会、それから全員協議会の中での若山議員のお話から察するところによりまして、経過措置に対する思ひ、これが不公平ではないかという御発言がございました。このことについての御質問かというふうに思ひます。そうではありませんか。意見を徴取してほしいという。

〔「方向性のプロセスは、議会にも相談があつてしかるべきではないですか」と呼ぶ者あり〕

なるほど。そのことについては、やはり決定する過程というのを相談するということはもちろん大事かと思ひますが、そのことについて、この経過措置については、ある部分こちらの思ひの中でやってしまったというところがございませうので、その点は大変申しわけなく思ひます。お許しをさせていただきたいというふうに思ひますが、今回、この25%に関しましても、やはり庁内

で、ずっともうここ3年ほどかけて検討してきて、最終的に上げるという判断をしたところでございまして、これをやったときに、当然に住民の方の説明でありますとか、企業を回ったときに、企業においては非常に大量に使ってみえるところがあって、そういったところにおいては非常に厳しいという状況を伺いました。翻って、今の水道が果たしてきた役割の中で企業活動を支えてきた、逆に言えば、ずっとこれまで垂井町の水道を支えてきた大口事業者がatterることかなあというふうに思うところであります。

そういったことを考えたとき、あるいは、議員は全協のときにそれは違うとおっしゃいましたけれども、昨年12月に、漏水のことに関して要請がありまして討論をした覚えがございしますが、そのときの私の非常に印象に残っておることは、企業経営といえども、やはりその条文、条例にとらわれるのではなくて、供給者と利用者、人と人との関係の中で、少しそういった思いやりを持ったかどうかということもおっしゃったということは、非常に私の中には記憶に残っております。

そういったことを考えたときに、企業がこれまで果たしてきた役割、大変、垂井町の発展のために頑張っていた。その中で、やはり非常に重い負担があると。もちろん一般の方にとっても、4分の1上がるということは大変大きな負担ではございますけれども、今回とります経過措置といいますのは、超過水量に対してそれぞれ基本水量から100立方まで、それから500立方まで、それから500立方を超すという3段階の超過があるわけなんです。その500立方を超すうちでも、特にこれまで大きな企業として頑張ってきた中で、40ミリ以下では1,500立方を超す部分について、それから100ミリまでの大口については2,000立方を超す部分について、つまりそれぞれ小口でいいますと、1,500立方までは同じようにかかってくるわけでありまして、大口については2,000立方まで同じようにかかってくるわけでありまして。その超した部分について、少しでも軽減をすることによって企業の存立といいますか、企業活動に少しでも貢献というか、これまでの思いをお返しするというのも含めて、何とかやっていきたいということでございます。

そういった思いの中で、今回、経過措置としてこの措置をとらせていただきました。この過程において、やはり御相談しなかった分は大変申しわけないんでございますけれども、やはり説明会とか、現場の思い等を繰り返し聞く中で判断したことで、先ほど議員がおっしゃいました、一つの行政判断として対応させていただきましたので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔挙手する者あり〕

11番 富田栄次君。

○11番(富田栄次君) 前の議会で一般質問してきましたので、質問は取りやめまして、早速討論に入ります。

議第67号 垂井町水道事業給水条例及び垂井町簡易水道給水条例の一部改正について、反対の立場で討論をします。

垂井町水道事業給水条例の一部改正第1条により、水道料金を値上げ改正することに、また垂井町簡易水道給水条例の一部改正第2条により、水道料金を値上げ改正することに反対するものであります。また、附則の経過措置に反対するものであります。

反対理由は、垂井町水道事業給水条例の一部改正第1条により、水道料金を種別に応じ、基本料金1カ月につき口径別基本水量に応じ、また超過料金につき料金を一つ一つ計算、細かくは言いませんけれども、約24%から30%の値上げとなっております。また、垂井町簡易水道給水条例の一部改正第2条により、水道料金を種別に同じく基本料金1カ月につき口径別基本水量に応じ、また超過料金につき、これはそのように分類されているわけなんですけれども、分類に応じて上げ幅があるわけなんですけれども、料金を24%から30%、その間の幅があるわけですが、値上げ改正するということでもあります。

これは説明会資料、これですが、住民の皆様にご説明したときの水道料金の見直しについてという資料であります。これによりまして、供給単価が25%アップするということが説明されております。

安倍首相は、消費税率を2019年10月に10%、予定どおり引き上げていくと明言しました。垂井町民にとって、ダブルパンチでございます。私は、値上げに必ずしも反対するものではありませんが、上げ幅が大き過ぎます。改定率を25%にした根拠は一体何ですか。たしか、今もお話しされましたが、何回も値上げするよりも、一度で20年ぐらいの値上げをしなくても済むほうがよいからというのが主な趣旨じゃないかと思うわけなんですけれども、20年後には、今ここにおられる方、私も含めてでございますが、ほとんどいなくなるのではないかと思うわけです。あたかも長期展望に立った施策に見えるが、変動の激しい社会情勢の20年先を、一体誰が占えるかと。大きいことはよいことだと、一気に大幅に値上げしておけば、何が起きても大丈夫だろうという、逆に無責任と言っては言い過ぎになりますのでそういう言い方はしませんが、そういった発想であると、またそうとられる方もあると思います。

十年一昔と言います。5年、10年の短いスパンでその都度値上げを検討していくことのほうが、とても大事じゃないかと思うわけでありまして。町民の皆さんから反対の意見がなかった、そういうのではなく、反対してもどうせだめだろうといった諦めの声が大半だったと思うわけでありまして。

附則において、大口利用された会社関係ですけど、大口利用されたところだけの軽減措置をとるのは公平の原則に反すると思います。大口利用者の経営がやっつけられないからとの理由を時々述べられますが、この大幅な値上げで生活に支障を来す方、困窮者もおられるわけなんです。

す。大口利用者に軽減措置をとった分、その負担は一般町民が負担していることになるという声があるわけです。軽減措置をとるなら、全体で公平・平等にとるべきことを主張いたします。

今回、私の代案としましては、消費税率と同じように10%の値上げで段階的に上げていくというのが妥当じゃないかと思うわけですが、上げ幅については再度、15%を限度として協議すべきと考えております。

大幅値上げをすることは、節水、水を節約する、これがさらに進み、井戸水に切りかえたり、また使う給水量が減っていくことによって、水道会計収益の悪化が進むといった悪循環にならないかという懸念があります。

もっと言いたいことはいっぱいありますが、簡潔・明瞭に以上のことを強く申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（角田 寛君） ほかに討論はございますか。

〔挙手する者あり〕

6番 江上聖司君。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） 私は、この原案に賛成の立場から討論をいたします。

議第67号 垂井町水道事業給水条例及び垂井町簡易水道給水条例の一部改正については、以前より、執行部により、各地区におきまして説明会が行われてきたところでございます。住民の皆様からもさまざまな御意見をいただいたところではございますが、今回の水道料金の改定はやむを得ないというような状況にあるということは、上下水道課作成の資料からもわかっておりでございます。

また、附則にございます、いわゆる大口事業者、これは全て町内企業でございますけれども、そちらに対します緩和措置、一度にこれだけ大きな上げ幅がありますと、当然、経営者にしてみますと、大変なダメージがあるわけでありまして。

これまで垂井町においてさまざま御尽力をいただいた、貢献をいただいた企業ばかりでございます。今後もさらに垂井町に貢献をいただかなければならない。そういった観点からも、私は、この緩和措置は妥当なものであるというふうに考えております。

以上のことから、私はこの原案に賛成をするものであります。議員各位の御賛同をいただきますことをよろしくお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

○議長（角田 寛君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

議第67号 垂井町水道事業給水条例及び垂井町簡易水道給水条例の一部改正については、こ

れを原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第11 議第68号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第2号）

---

○議長（角田 寛君） 日程第11、議第68号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議第68号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議第69号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（角田 寛君） 日程第12、議第69号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議第69号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議第70号 平成29年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（角田 寛君） 日程第13、議第70号 平成29年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第70号 平成29年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議第71号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

---

○議長（角田 寛君） 日程第14、議第71号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第71号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議第72号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（角田 寛君） 日程第15、議第72号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第72号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議第75号 東海道本線垂井駅自由通路橋改修工事の施行に関する協定の締結について

---

○議長（角田 寛君） 日程第16、議第75号 東海道本線垂井駅自由通路橋改修工事の施行に関する協定の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第75号 東海道本線垂井駅自由通路橋改修工事の施行に関する協定の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

当該協定につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定に基づき、議決を経た後、協定締結に至るべきところでございますが、議決を得ずに、平成29年4月7日付で協定の締結に至ったことが判明し、追認の議決を賜りたく、このたび上程させていただきました。

当該工事につきましては、予定価格5,000万円以上の請負工事に該当し、議会の議決を経なければならないという案件であるにもかかわらず、法の解釈を誤認し、法令に基づき行政を推進する立場にありながら、こうした事態を招いたことは私の管理監督不足であり、職員の基本であります正しい法令の解釈を怠り、さらには気の緩みをもたらしたものと深く反省し、心からおわびを申し上げる次第でございます。まことに申しわけございませんでした。

追認をいただく協定の内容といたしましては、協定の相手方は、名古屋市中村区名駅1丁目3番4号、東海旅客鉄道株式会社、東海鉄道事業本部工務部長 井上陽一。金額は7,800万8,000円でございます。方法は随意契約でございます。

この協定の追認につきまして、何とぞ御理解を賜り、よろしくお願いを申し上げます。なお、今回の契約事務の不適切な執行に対する責任を重く受けとめ、関係職員を処分いたしますので、御報告をさせていただきます。

また、私町長と副町長の処遇につきましては、この後提案させていただきます議第73号の条例制定の議案にて御審議を賜りたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

今回の事態を真摯に受けとめ、今後、二度とこのような事態を起こすことがないよう意識の徹底を図り、事務処理方法の見直しを行い、再発防止に万全を期して取り組んでまいりますので、御理解賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

これまでの経緯並びに協定の詳細につきましては、建設課長に説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

まことに申しわけございませんでした。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） それでは、議第75号 東海道本線垂井駅自由通路橋改修工事の施行に関する協定書の締結について、補足説明をさせていただきます。

まず、これまでの経緯でございますが、当該事業につきましては、総額8,000万円の事業といたしまして、平成29年第1回町議会定例会におきまして、平成29年度一般会計予算3,200万円並びに債務負担行為4,800万円の議決をいただきました。

これに基づき、東海旅客鉄道株式会社と総額7,800万8,000円の東海道本線垂井駅自由通路橋

改修工事の施行に関する協定書を本年4月7日付で締結し、10月から工事に着手する予定で事業を進めてまいりました。

しかしながら、このたび先ほど町長が申し上げましたとおり、当該協定の締結につきましては、議会の議決が必要であることが判明をいたしました。

今回の件は、行政運営上、本来あってはならないこととございまして、深くおわびを申し上げるものでございます。申しわけございませんでした。

今後、このようなことがないように、再発防止に万全を期すため、契約行為を行う際は、地方財務実務提要に記述されている事例などをもとに、課内でしっかり確認し合い、あわせて契約担当者とも十分調整を図りながら、契約事務を進めてまいりたいと存じますので、御理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、工事概要についての説明をさせていただきます。

議案資料A4カラー刷りをあわせてごらんいただきたいと思います。

垂井駅自由通路橋につきましては、平成7年に竣工して約22年が経過し、あちらこちらに損傷が目立ってきている状況でございます。同様に、JR所有の垂井駅舎につきましても、自由通路橋と同じ年に竣工されており、同様に損傷が目立ってきている状況でございます。

このようなことから、JRと維持、補修につきまして協議をした結果、駅舎と自由通路橋と同時に施工することとし、施工については、自由通路橋がJR用地上空にあることから、JRに全て委託することといたしました。

JRに委託するメリットといたしましては、駅利用者の安全性を確保することができること。また、経費等を両方で案分することにより、費用を安価に抑えることが上げられます。

なお、今回の施工箇所につきましては、自由通路橋の屋根の塗装とシーリングの打ちかえ、外壁のシーリングの打ちかえ、軒天の改修、メンテナンスデッキの塗装及び柱の塗装でございます。

工事期間は、平成30年12月31日まででございます。年度内の施工に関しましては、今年度につきましてもJR用地以外の部分、来年度はJR用地部分を施工してまいります。

なお、垂井駅につきましては、1日平均約5,000人を超える利用者がおられます。安全には十分留意するよう努めてまいりたいと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。大変申しわけございませんでした。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第75号 東海道本線垂井駅自由通路橋改修工事の施行に関する協定の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議第73号 垂井町常勤の特別職職員の給料月額の特例に関する条例の制定について

---

○議長（角田 寛君） 日程第17、議第73号 垂井町常勤の特別職職員の給料月額の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第73号 垂井町常勤の特別職職員の給料月額の特例に関する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

ただいま御承認いただきました議第75号の件につきまして、町長並びに副町長の管理監督責任に対し、給料月額の支給について、平成29年10月分を減額支給するため特例条例を制定するものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

今回、町民の皆様並びに議会に対しまして、町行政に対する信頼を大きく損ない、不審の念を抱かせることとなり、心からおわびを申し上げるものでございます。まことに申しわけございませんでした。

町政を預かる最高責任者として極めて重く受けとめ、今後は公人としての自覚をより意識し、一層綱紀の粛正に努めてまいりたいと存じます。よろしく御審議賜りまして、御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 議第73号 垂井町常勤の特別職職員の給料月額の特例に関する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

さきの議第75号で御賛同を賜りました件につきまして、町長及び副町長の給料月額の支給に

つきまして、1カ月間減給支給するため、特例に関する条例を次のとおり制定いたすものでございます。

それでは、条文について御説明をさせていただきます。議案書をごらんになっていただきたいと思えます。

垂井町常勤の特別職職員の給料月額の特例に関する条例。

平成29年10月1日から平成29年10月31日までの期間において、垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例第1条第1号及び第2号に掲げる特別職の職員に対する給料月額の支給について、同条例第3条の規定による給料月額に10%を乗じた額を減じて支給するものでございます。附則といたしまして、この条例は平成29年10月1日から施行いたすものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第73号 垂井町常勤の特別職職員の給料月額の特例に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議第74号 岩手保育園園舎耐震補強工事（建築工事）請負契約の締結について

---

○議長（角田 寛君） 日程第18、議第74号 岩手保育園園舎耐震補強工事（建築工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第74号 岩手保育園園舎耐震補強工事（建築工事）請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、過日、指名競争入札に付しましたところ、垂井町宮代513番地、平成興産株式会社、代表取締役 桐山善徳が落札いたしましたので、この者と4,752万円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長並びに健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま上程されました議第74号 岩手保育園園舎耐震補強工事（建築工事）請負契約の締結について、総務課からは契約の関係につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の工事につきましては、お手元の資料でございます入札結果表でございますとおり、町内業者6者によりまして、去る8月31日に指名競争入札を執行いたしました。

第1回目の入札で、平成興産株式会社が4,400万円で落札をいたしました。議案書もごらんになっていただきたいと思いますと思いますが、消費税を含めまして4,752万円で、契約の相手方、岐阜県不破郡垂井町宮代513番地、平成興産株式会社、代表取締役 桐山善徳と工事請負契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いいたすものでございます。

本工事の完成期限につきましては、平成30年1月31日といたしたところでございます。

なお、あわせまして電気設備工事、機械設備工事及び監理業務の入札につきましても、同日執行いたしております。結果につきましては、議会事務局に通知いたしました結果表にあるとおりでございますので、後ほどごらんになっていただきたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいま上程されました議第74号 岩手保育園園舎耐震補強工事（建築工事）請負契約の締結につきまして、私のほうからは工事の概要について説明をさせていただきます。

まずもって、最近の東日本大震災や熊本地震により大きな災害が発生したのを受けまして、当施設が園児の安全を確保できる施設として、また避難所として、早急に耐震補強工事を施工する必要があると改めて感じているところでございます。

それでは初めに、現在の岩手保育園園舎ですが、昭和56年に建設され、必要とされる耐震の基準を満たしていないことから、今回補強工事を施行するものでございます。ちなみに、耐震性能をあらわしますI s値ですが、現在の建物は0.25と、基準の0.6を下回る低い水準である

ところを、補強後はI s 値0.75以上を目標に、0.78を確保する設計となっております。

工事の内容ですが、耐震補強工事と一部改修工事となっております。

それでは、あらかじめお配りしてございます資料に基づいて説明をさせていただきますので、資料A 3横のものですけれども、1枚目の平面図をごらん願います。

初めに、耐震補強工事ですが、資料の平面図の赤の楕円のマークが鉄骨製のブレース、筋交いの位置を示しております。全部で12カ所設置いたします。施工内容は、補強ブレースを設置するため支障となる既設の壁撤去の上、補強後は壁の復旧を行うというものでございます。

補強箇所の配置上、今回は出入り口がある場所4カ所が含まれており、出入り口を確保するため、若干大がかりな工事となっているのが特徴でございます。

残る8カ所は、通常のエックス型のブレースを設置いたします。

資料2枚目の立面図ですが、赤の楕円のマークが補強のブレースの位置を示し、外部に面するのは全部で6カ所設置となっております。

次に、改修工事ですが、便所の改修や床仕上げの改修が中心となっております。資料1枚目の平面図の青色表示が便所改修部分を示しております。また、資料平面図の斜線部分は、床の改修を行う部分で、廊下は塩ビシート張りかえ、保育室などはフローリング仕上げのため、サnderがけの上、ウレタン仕上げとなっております。

また、今回資料には記載されておりませんが、園舎の建具のガラスには飛散防止フィルムを張る工事を予定しております。

次に、工事の方法ですが、園庭への出入り口が1カ所のため、園児がいながらに工事を施工することが難しいことから、保育園機能を岩手幼稚園に移し、園舎の全面工事を実施いたします。

工事の時期は、気候を考慮しまして、冷房の必要がなくなる運動会実施後の10月から工事に着手し、工事期間は実質4カ月ほどを見込んでおります。

なお、現在当園で実施しております子育てサロンにつきましては、10月から1月までの間、岩手地区まちづくりセンターで実施する予定でございます。

本工事のほかに、関連の電気設備工事、機械設備工事についても発注を行ったところでございます。本工事及び関連工事の工期は、完成予定日を来年の1月31日といたしました。

以上が、岩手保育園園舎耐震補強工事（建築工事）の概要でございます。

どうぞ御理解を賜り、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第74号 岩手保育園園舎耐震補強工事（建築工事）請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議第76号 垂井町浄化センター汚泥棟増設工事委託に関する協定の締結について

---

○議長（角田 寛君） 日程第19、議第76号 垂井町浄化センター汚泥棟増設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第76号 垂井町浄化センター汚泥棟増設工事委託に関する協定の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

本工事委託に関する協定の締結につきましては、本工事の施行に伴い、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団、理事長 辻原俊博と委託に関する協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） ただいま上程されました議第76号 垂井町浄化センター汚泥棟増設工事委託に関する協定の締結につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回、日本下水道事業団と協定を予定しております施設は、垂井町浄化センターの汚泥処理設備の長寿命化と、機器等故障時のバックアップ機能を強化し、あわせて効率的、経済的な汚泥の搬出を図るため、汚泥処理設備を初めとする関連施設を増設するものでございます。

この工事の委託期間は、平成29年、30年の2カ年で、予算措置につきましては、平成30年度の債務負担行為をお願いし、既に今年度予算で議決を賜っているところでございます。

それでは初めに、工事の概要について御説明させていただきます。

お手元の議案資料、後ろから3枚目になりますが、浄化センターの平面図をごらんください。

工事の該当箇所につきましては、赤色で表示してございます。

今回の工事は、大きく分けて汚泥搬出室の増築工事と、汚泥棟内、汚泥脱水機など、汚泥処理設備の増設工事が主な工事でございます。

初めに、汚泥搬出室の増築工事としまして、汚泥脱水機により処理された脱水ケーキを搬出するため、汚泥棟の南側に搬出室を増築するものでございます。

汚泥の搬出は、これまで汚泥棟の北側から4トン車で搬出をしておりましたが、今回、増築する汚泥搬出室につきましては、近年の受け入れ先の状況も考慮いたしまして、10トン車による搬出が可能な施設としております。これまで以上に効率的、経済的に汚泥の搬出を行うものでございます。

建物の構造といたしましては、鉄筋コンクリート造1階建て、建築面積は158.95平米でございます。

次に、汚泥処理設備の増設工事でございます。

資料を1枚めくっていただきますと、汚泥棟の断面図が載せてございます。

汚泥棟内の設備につきましては、稼働当初、発生する汚泥量が少ないことや、初期段階の建設コストを抑制する観点から、これまで汚泥脱水機1台で処理を行ってまいりました。耐用年数を迎え、経年化が進む中、近年では修繕等により対応している状況でございます。

今後、機器の故障などにより、汚泥の処理が不能となるおそれがございますので、今回、汚泥脱水機を1台増設し、関連する施設の整備を行うことで交互運転が可能となり、既存設備の負荷軽減と機器の長寿命化及びバックアップ機能の強化を図り、安定した汚泥処理を行うものでございます。

今回導入いたします圧入式スクリーンプレス脱水機は、既存の脱水機と比較しまして脱水性能が向上するほか、維持管理費などを含めまして、経済性にすぐれたものを採用しております。

また、関連して必要となります脱水汚泥搬出機のほか、フライト式ケースコンベア、汚泥供給ポンプ、高分子供給ポンプ、助剤供給ポンプなどをそれぞれ増設するものでございます。

このほか、今回増設する汚泥処理設備を稼働し、監視するために必要な運転操作設備、計装設備、監視制御設備などの電気計装設備をそれぞれ増設するものでございます。

以上、工事の概要について説明させていただきました。

なお、協定書でございますが、協定の目的といたしましては、垂井町浄化センター汚泥棟増設工事、協定の方法といたしましては随意契約、協定の金額といたしましては5億8,250万円、協定の相手方といたしましては、日本下水道事業団でございます。

また、この協定に基づく工事の完成期限は、平成31年3月31日としております。

なお、去る8月31日に仮協定を締結しておりまして、本協定を締結するに当たりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、議第76号に係ります補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第76号 垂井町浄化センター汚泥棟増設工事委託に関する協定の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議第77号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第3号）

---

○議長（角田 寛君） 日程第20、議第77号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第77号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、予算総額の変更はなく、歳入予算内のみにおきまして補正をするものでございます。

補正いたしますものは、新桜橋歩道橋（上部工）整備工事請負契約の解除に係ります違約金といたしまして、諸収入の増額措置をいたします。

また、この歳入予算の増加に伴いまして、繰入金におきまして財政調整基金繰入金の減額措置をいたしました。

また、繰越明許費につきましては、本工事に関連して、橋梁整備事業に係ります経費の一部を翌年度に繰り越して実施することをお願いするものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま上程されました議第77号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございますが、町長の提案説明にもございましたとおり、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額には変更がございません。歳入予算内のみにおきまして補正をいたすものでございます。

補正いたします款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、1ページにございますとおり、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

それでは、細部にわたりまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

歳入の4ページをごらんいただきたいと思います。

まず、款19の諸収入から御説明を申し上げたいと思っております。

項5雑入、目3違約金及び延納利息でございます。

橋梁整備工事に係ります新桜橋歩道橋（上部工）整備工事につきまして、本年度の当初予算に計上いたし、去る6月議会において議決を得た後、同日付をもちまして契約の相手方と1億3,964万4,000円で本契約を締結したところでございます。

しかしながら、御案内のとおり、去る9月4日付で契約の相手方から履行不能届が提出されてきて、契約期間内の完成の見込みが立たないことが明らかとなり、同日付で契約解除手続を行ったところでございます。

以上の経緯によりまして、このたびの契約解除により発生いたしました違約金1,252万1,000円の増額受け入れをこのたび行うものでございます。

なお、本工事に伴う歳出予算は生じませんことから、違約金に係る歳入の増額に伴いまして、上段にございます款17繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金におきまして、当初予算で計上しておりました財政調整基金からの繰り入れから、同額の1,252万1,000円の減額を行うものでございます。

以上で、歳入の説明でございます。

次に、議案書の表紙に戻っていただきたいと思います。第2条の繰越明許費でございます。翌年度に繰り越して使用することができる経費につきましては、第2表、繰越明許費によるところでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

款8土木費、項2道路橋りょう費、事業名橋りょう整備事業でございます。

本年度の当初予算に計上し、実施しておりました新桜橋歩道橋（上部工）整備工事につきまして、先ほども申しましたとおり、年度内に完成しないことが明らかとなりましたことから、当初予算額のうち8,000万円を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお

願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第77号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議第78号 教育委員会委員の任命について

---

○議長（角田 寛君） 日程第21、議第78号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第78号 教育委員会委員の任命について、提案理由を御説明申し上げます。

教育委員会委員 小竹一成氏の任期が、この9月30日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第78号 教育委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

---

日程第22 議会議案第2号 道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について

---

○議長（角田 寛君） 日程第22、議会議案第2号 道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

8番 安田功君。

〔8番 安田功君登壇〕

○8番（安田 功君） 提案理由を申し上げます。

議会議案第2号 道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について説明いたします。

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定に基づき、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が55%までかさ上げされていますが、この規定は平成29年度までの時限措置となっています。

本町においては、地方創生の取り組みに当たり、近隣市町との連携を強化し、交流人口の増加や地域経済の持続的発展を支える道路整備を進めていますが、いまだ未整備の道路が多いことに加え、自然災害に対する防災対策、通学路の安全対策や既存道路インフラの老朽化対策など、新たな課題も直面しております。

道路整備に全力を上げて取り組んでいるこの時期における補助率等の低減は、地方創生の深化に大きな足かせとなり、自治体経営にも多大な影響が生じることになります。

よって、道路整備を計画的かつ着実に推進するため、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金について安定的かつ十分な予算を確保するとともに、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成30年度以降も継続することを強く要望するため、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出したいと考えております。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第2号 道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第23 議員派遣の件

---

○議長（角田 寛君） 日程第23、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の件について、変更を要する場合には議長一任といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長に一任することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成29年第5回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前11時28分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 角 田 寛

会議録署名議員 山 田 利 夫

会議録署名議員 中 村 ひ と み